

様式第 6 号

佐倉市飯野台観光振興施設使用承認取消（変更）書

第 号

年 月 日

様

佐倉市長

印

年 月 日付け 第 号で承認した佐倉市飯野台観光振興施設の使用については、次の理由のため、佐倉市飯野台観光振興施設の設置及び管理に関する条例第 7 条の規定により、使用の取消し（変更）をします。

理 由

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。また、異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して（異議申立て又は審査請求をした場合は、その異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決の通知を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。